



資料編

1 基本構想の概要

(1) 将来像

1. まちづくりの基本理念

これから小美玉市が新しいまちづくりを進めていくための基本理念を、以下に掲げます。

■協働と連携で自立性の高いまちへ

市民のニーズや価値観が多様化し、また国、地方ともに厳しい財政運営を強いられている今日、的確に地方分権へ対応していくためには、市民と行政とのパートナーシップの確立が不可欠です。

地域がこれまでに培ってきた市民協働を基調としながら、「自助・互助・公助」の精神に基づいて、市民と行政の役割分担を明確にし、地方自治の本旨である住民自治のまちを目指します。

また、時代潮流の変化や激化する都市間競争に的確に対応するため、戦略的な視点に立った自治体経営を推進し、自立性の高いまちを目指します。

■自然が彩るふるさとの文化が息づくまちへ

本市には園部川や巴川、霞ヶ浦や平地林、優良農地などの豊かな自然があります。そしてこれらの自然の中で培ってきた、たくさんの伝統・文化があります。

これらの自然と伝統・文化を次世代に継承し、すべての市民が誇りを持てる故郷づくりを進めることにより、ふるさとの文化が息づくまちを目指します。

■人・もの・情報が集う新しい交流のまちへ

茨城空港が開港し様々な波及効果が期待されます。

また、地域には霞ヶ浦をはじめとする豊富な自然資源や、緑に囲まれた文化拠点など、多様な地域資源が点在しています。

これらの広域的な発展可能性を最大限に生かし、新たな「人」・「もの」・「情報」の集積を図るとともに、各々の地域が持つ地域資源の連携とネットワーク化により、市民のみならず本市を訪れる誰もが魅力を感じる交流のまちを目指します。

2. 本市の将来像

まちづくりの基本理念をもとに、本市が目指すまちの姿として、本市の将来像を次のように定めます。

「人が輝く 水と緑の交流都市」

本市を取り巻く社会情勢は、時代の大きな転換期を迎えています。私たちのまち小美玉市は、新たな行政課題に対応していくため、地域の力を一つにし、新しいまちづくりに臨んでいきます。

このような基本姿勢に立ち、市民の「協働と連携」により“人が輝く”，市民の財産である「自然」を守ることで“水と緑”に恵まれた，“人・もの・情報”がいきいきと“交流する都市”すなわち、「人が輝く 水と緑の交流都市」を実現します。



(2) 将来指標の見通し

1. 将来指標の考え方

我が国では、1980年代後半の高度経済成長時代までは社会全体が量的拡大を志向し、人口の増加や所得水準の向上が豊かな生活を実現するための重要な要素でした。

総合計画など行政計画における人口の見通し（人口フレーム）は、地域の経済力などを示す重要なバロメーター（指標）として、また、道路・下水道・各公共施設などの社会資本の整備を推進する上でも重要視されてきました。そのため、かつては過度の期待値的な将来指標も多くみられました。

しかし、将来指標（計画フレーム・計画人口）は、総合計画を策定する際の基本を成すものであり、将来の行政サービス需要などは将来指標をもとに算出されることから、低成長安定期の現在では、過剰の公共投資などを避けるために現状に即した推計が定着しています。

1990年代初めのバブル経済の崩壊とともに、社会経済情勢には大きな変化が生じました。少子・高齢化の進行は特に顕著で、平成17年（2005年）には日本の総人口が戦後初めて減少するなど、人口減少時代が本格的に始まっています。

そのような中、自治体においては、人口を維持・確保することでそれに伴う成長を期待することに併せて、市民一人ひとりの生活の豊かさを追求することも重要です。

今後は、市民一人ひとりがこれまで以上に豊かでゆとりのある生活を享受できるよう、本市が持つ豊かな自然や既存の地域資源を有効に活用するとともに、茨城空港の開港など、新たな発展可能性を積極的に活用しながら、市民誰もがいきいきと働き、暮らせるような地域を創造し、地域の活力の維持・発展を目指します。

2. 将来人口の見通し

本市は水戸市や土浦市など本県の主要都市の中間に位置しており、後背住宅供給地（ベッドタウン）としての役割を担い、都市の形成が進められ、特にバブル経済期を前後して旺盛な住宅開発などにより、人口の増加傾向が続いていました。

しかし、近年は雇用環境の変化や少子化の影響で人口の増加傾向が弱まり、平成17年の国勢調査ではわずかながら人口減少に転じています。

そのため、総人口はコーホート要因法*による推計基礎人口だけでみると、平成12年をピークに緩やかな減少傾向が続きますが、茨城空港の開港に伴う開発付加人口*を加えると、目標年次の人口は現在人口を若干上回る54,070人と推計されます。

本計画では、産業振興、雇用の確保、住宅地の整備などの地域振興策、人口対策や子育て支援などを講じることにより、目標人口を55,000人に設定します。

(3) 土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

本市は、茨城県のほぼ中央、本県の3つの中核拠点都市地域の中間に位置し、さらに、陸路（高速道路3路線）、海路（重要港湾2港）に取り囲まれ、そして空路（茨城空港）により、「陸・海・空一体交通体系」の利用が可能な都市となります。

これらの優位性、地の利を生かし、多様な機能を担う都市づくりを目指します。

また、地域の特性を生かした都市的、自然的な機能を配置しながら、安全で安心して暮らせる生活環境の確保と市域の一体的な発展を図ることを基本に、長期的・計画的な土地利用を推進するものとします。

2. 土地利用の具体的方向性

戦略的な土地利用の推進

均衡ある地域振興を図るため、優先的に施策・事業を展開する地区を「エリア」と位置づけ、各エリアを有機的にネットワークする「連携軸」の形成を図ります。

陸の交流エリア

広域的な交通体系によるアクセス性が高いJR常磐線羽鳥駅を中心とした地域を「陸の交流エリア」と位置づけ、賑わいに満ちた交流空間の形成を推進します。

そのため、駅利用者や市民が身近に利便性を感じることでできる場として、駅機能の充実にとどまらず、交流を育む多様な都市機能や日常生活の憩いの場としての充実を図ります。

さらに、これらの機能と自然、居住環境との調和に努め、来る人、住む人にやさしい空間整備を図ります。

空の交流エリア

茨城空港を中心とする地域一帯を「空の交流エリア」に位置づけ、首都圏の空の玄関口、県域の陸・海・空の交通結節点として、新たな交流空間の形成を推進します。

そのため、周辺環境との共存に配慮しながら、空港施設やエアフロント地区を中心として、公園・広場や緩衝緑地などの整備を進めます。

水の交流エリア

霞ヶ浦を中心とする地域を「水の交流エリア」に位置づけ、貴重な資源である霞ヶ浦の環境保全を図りながら、やすらぎのある暮らしとうるおいのある交流を推進します。

そのため、地域固有の人・文化・景観など地域資産を生かし、新たな交流空間の形成を図るとともに、霞ヶ浦の周辺地域の特色ある景観の保全・育成に努めます。

ゲートウェイエリア

本市の陸と空の玄関口につながる、「けやき通り」や「茨城空港線」などの沿道地域を「陸・空のゲートウェイエリア」に位置づけます。

両エリアでの賑わいと快適空間の形成を図るため、土地利用の適正な規制・誘導

による計画的な土地利用を促進するとともに、誰もが快適に利用できる都市機能の充実を図ります。

■ 連携軸の形成

交流エリアを結ぶ動脈として道路網の整備に努め、交通機能を高めるとともに、沿道景観に配慮した利便性の高い「連携軸」の形成に努めます。

■ 機能別土地利用の方向

土地の利用は、その土地が本来持っている自然的要素に加えて、生活・産業・都市基盤などにより付加された機能とその集積状況により、地域の性格・役割が整理されます。

この地域の特性により整理される分類を「ゾーン」として位置づけます。

■ 市街地ゾーン

小川地区及び国道 355 号沿道においては、周辺との連携を図りながら、身近な商業・サービス機能の充実を図ります。

羽鳥地区においては、周辺住宅地との調和に配慮しつつ、羽鳥駅の機能強化や景観整備を図り、賑わいと活気のある商業・業務機能の充実に努めます。

石岡市街地と接する玉里地区では、徐々に市街地の拡大がみられることから、土地利用の適正な規制・誘導に努めます。

■ 工業ゾーン

羽鳥地区、玉里工業団地、大沼地区などにおいては、工業機能の集積地であることから、その振興と活性化を図ります。

また、茨城空港周辺地区においては、県と連携のもと、茨城空港テクノパークへの企業の誘致を図り、雇用の促進に努めます。

■ 田園都市ゾーン

本市固有の自然景観やまちなみ、歴史的景観などを大切にしたいうのおいのある居住地形成を図るとともに、農地及び農村環境の保全を図ります。

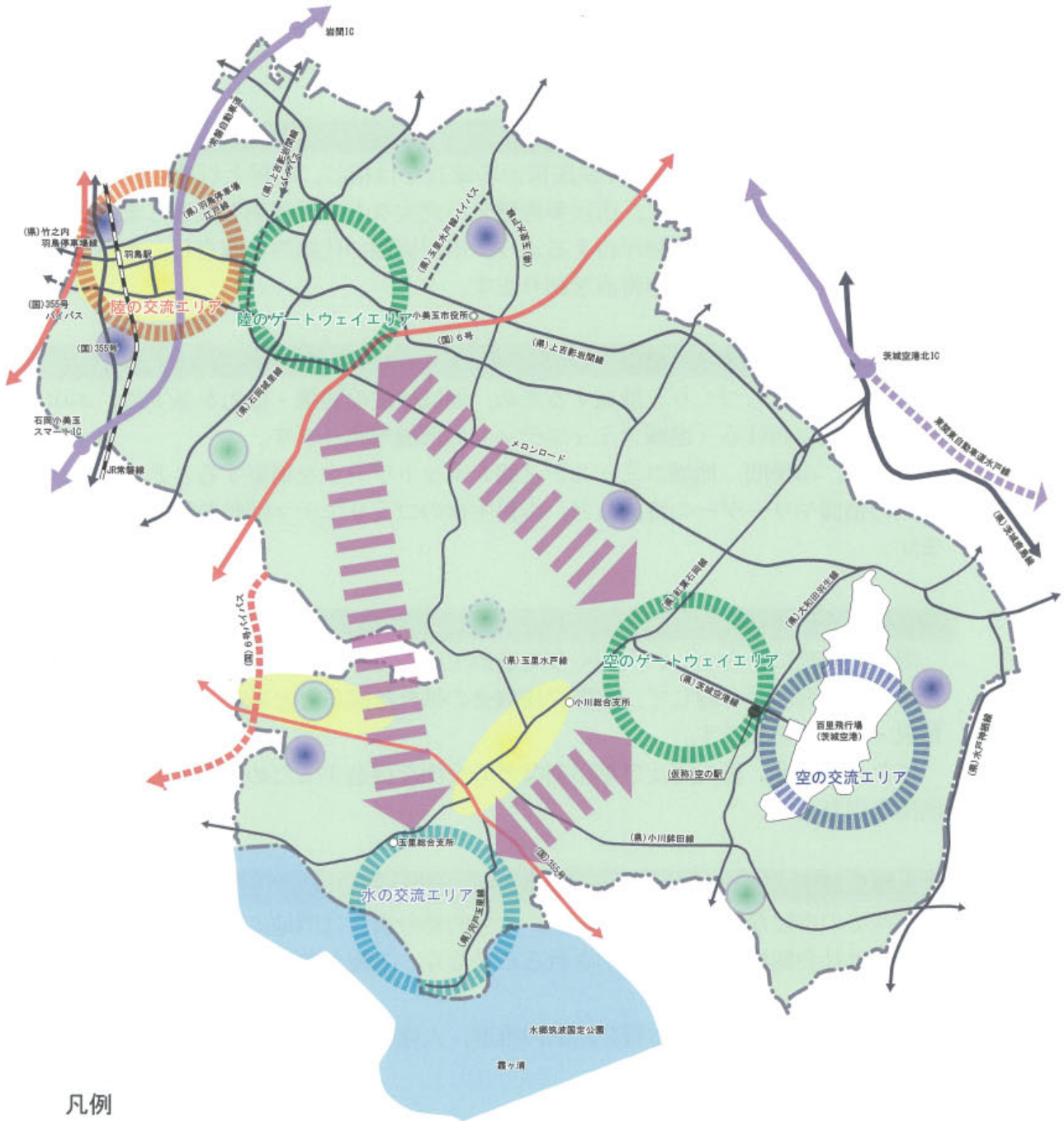
また、自然や文化とのふれあいの場づくり・ネットワーク化に努めます。

■ スポーツ・レクリエーションゾーン

市民が豊かでうのおいのある余暇を過ごすことができるよう、市民の体力づくりやスポーツ交流拠点として、既存のレクリエーション施設の整備充実に努めます。

また、先後・宮田地区においては、良好な自然環境の保全と周辺環境との調和に配慮し、市民はもとより都市住民とのレクリエーション交流拠点としての整備を図ります。

■土地利用構想図



凡例

- | | | | | | |
|---|-----------|---|------------------|--|------------------|
|  | 陸の交流エリア |  | 市街地ゾーン |  | 高速道路（整備済または計画） |
|  | 空の交流エリア |  | 工業ゾーン |  | 主要幹線道路（整備済または計画） |
|  | 水の交流エリア |  | 田園都市ゾーン |  | 連携軸 |
|  | ゲートウェイエリア |  | スポーツ・レクリエーションゾーン |  | ※(国):国道,(県):県道 |
| | | | |  | 鉄道 |
| | | | |  | 行政区境界 |
| | | | |  | 湖沼 |

(4) 施策の大綱

1. みんなで創る自治のまち

これまでに培ってきた市民参画の機運を継承した市民主体のまちづくりを推進するとともに、市民の人権が尊重される社会づくり、市内外での様々な交流の促進により、みんなで創る自治のまちを目指します。

①市民協働の推進

「市自治基本条例」に基づく住民自治の確立を目指し、市民と行政の役割分担の明確化、市政情報の共有化、市民参画機会の充実など市民協働を推進します。

また、積極的に市民活動が行えるよう、市民協働の仕組みを確立し、その中心的な役割を担う組織や人材の育成を図ります。

②新たなコミュニティの構築

心ふれあうまちづくりを推進するため、地域住民の連携・協力を基本に、本市すべての地域における「地域コミュニティ」の形成を図ります。

さらに、市民間、地域コミュニティ間のネットワークを構築するとともに、活動拠点の整備やリーダーの育成など、市民主体のコミュニティ活動を積極的に支援します。

③多様な交流の推進

国際化時代にふさわしい人づくりを進めていくため、姉妹都市との交流や学校教育・生涯学習などを通じて、国際交流機会の拡充を図るとともに、国際交流団体の育成・支援に努めます。

また、地域間、世代間及び都市間などの交流を促進するため、交流の場、機会の創出を図ります。

④人権の尊重

すべての市民が人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会関係において差別されることなく、人権が尊重される地域社会を目指します。

そのため、人権に関する啓発活動の推進、人権教育、人権相談や人権擁護活動などの充実を図ります。

⑤男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会づくりに向けて、地域・家庭・学校・企業などあらゆる場面での意識の啓発に努めるとともに、女性の社会参画機会の拡大を図るなど、総合的な施策を推進します。

2. 未来を拓く快適・便利なまち

未来を見据えた計画的なまちづくりの方向性を明らかにし、道路・公園・上下水道などの都市基盤の整備充実を図るとともに、水と緑あふれる良好な住環境の形成を図ることにより、未来を拓く快適・便利なまちを目指します。

①計画的土地利用の推進

本計画の土地利用構想に基づき、本市の地域特性を生かした土地利用を推進します。

また、まちづくりの総合的な指針である「市都市計画マスタープラン」に基づき、適正な土地利用の規制・誘導・保全を図るとともに、計画的な都市施設や市街地の整備などを推進します。

②道路体系の充実

広域的な交流を促進するため、主要幹線道路の整備に努めます。また、地域間のネットワークの強化と地域における利便性・安全性の向上を図るため、計画的な幹線道路、生活道路の整備を推進します。

③公共交通の充実

茨城空港の開港に伴う新たな交通ネットワークの構築を進めるとともに、本市の玄関口であるJR羽鳥駅及びその周辺の機能充実を図ります。

また、市民誰もが通勤・通学、買い物、通院などの日常生活において、快適な移動手段を確保できるよう、公共交通サービスの利便性の向上を促進するとともに、新たな交通システムの構築を目指します。

④上水道の整備

上水道施設の適切な維持管理に努め、安全な水を安定的に供給するとともに、上水道事業の速やかな統合と経営の健全化を図ります。

⑤下水道の整備

快適で衛生的な生活環境の創造と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道、農業集落排水の整備を進めるとともに、地区の状況などに応じた効果的な生活排水対策を推進します。

⑥住環境・景観の保全と整備

良好な住宅地を形成するため、民間活力の適切な誘導により、田園環境と調和のとれた魅力ある住宅地づくりを促進します。

また、市民と行政が一体となり、特徴ある美しいまちなみづくりを推進するとともに、既存の住宅地や農村集落の生活環境・景観の保全と整備を図ります。

⑦公園・緑地・水辺の整備

公園・緑地については、緑地の保全及び緑化を計画的に進め、地域の特性を生かした整備を図るとともに、市民協働を積極的に取り入れ、効率的な維持管理に努めます。

また、空港公園の整備を促進し、市民や来訪者が気軽に憩える場所として活用を図ります。

さらに、河川・湖沼については、動植物の生息・生育環境の保全に配慮し、治水機能を強化するとともに、市民の憩いの場となるよう親水空間の創出を図ります。

3. うるおいのある安全・安心なまち

水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって守り育てていくため、関係機関との連携のもと、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民の生命と財産を守るため生活環境の整備を推進することにより、うるおいのある安全・安心なまちを目指します。

①自然・地球環境の保全

本市の貴重な自然資源であり、動植物の生息域である霞ヶ浦や河川などの水辺環境や平地林などの保全を図ります。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題に対応していくため、温室効果ガス発生への抑制など全市的な取組を推進します。

そのため、環境保全に関する意識啓発を図るとともに、市民活動の支援に努めます。

さらに、市民・事業者との連携を図りながら、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音などの公害対策への取組を推進します。

②循環型社会の形成

環境への負荷を低減し、将来にわたって持続可能な循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を推進します。

また、不法投棄を未然に防止するため、監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。

③基地対策の充実

基地の設置・運用による様々な障害の解消や緩和を図るため、航空機騒音対策や生活環境の整備を推進します。

④防災対策の充実

あらゆる災害から市民の生命と安全を確保するため、「市地域防災計画」を基本とした防災対策の充実に努めます。

さらに、地域防災の向上を目指し、地域防災組織を育成・支援するとともに、市民一人ひとりの防災意識の啓発に努めます。

⑤消防・救急体制の充実

消防力の向上を目指し、消防体制の広域化を推進するとともに、施設・機材の充実や、消防団組織の充実に図ります。

さらに、市民の防火意識の啓発・普及を図るとともに、自主的な防火組織の育成・支援に努めます。

また、救命率の向上を目指し、地域や医療機関などと連携した救急体制の充実に図ります。

⑥交通安全対策の充実

交通事故ゼロのまちを目指し、関係団体との連携により、被害者となりやすい高齢者や子どもを中心に交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、交通安全施設の整備充実を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進します。

⑦生活安全対策の充実

誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、学校・家庭・地域・警察の連携による防犯対策を進めます。

また、消費生活が多様化する中で、市民が消費者トラブルなどに巻き込まれないよう、消費者への啓発活動や情報提供に努めるとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

さらに、消費者リーダーを育成し、地域ぐるみで消費者意識の高揚を図ります。

4. むくもりにあふれる健やかなまち

市民誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健・福祉・医療の相互連携を強化するとともに、人にやさしいまちづくりを進めることにより、むくもりにあふれる健やかなまちを目指します。

①少子化対策の推進

安心して子どもを産み、育てることができる地域社会の構築を目指すとともに、「市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て支援を総合的に推進します。

特に、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援の強化や保育サービスの充実など、仕事と子育ての両立支援を推進します。

また、人口の減少、少子・高齢化の進展によって地域の活力が低下しないよう、出会いの場の創出や雇用の拡大による若年層の確保など、様々な分野における人口・少子化対策を、全庁的な協力体制のもとに取組を進めます。

②健康づくりの推進

乳幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージにおいて、市民が心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりの支援や健康管理のための保健サービスの充実を図ります。

そのため、健康相談や各種検診、食育の推進による食生活の改善、体力づくりなど保健予防活動を推進します。

③地域医療の充実

市民の健やかな生活を支えるため、市立病院などにおける医療サービスの充実を図ります。

また、休日及び夜間の医療を確保するため、救急医療体制の強化や高度医療に関わる広域医療体制の連携強化を図ります。

④地域福祉の充実

地域に住むすべての人が自立して暮らせるよう地域ケアシステム*を構築し、総合的な福祉サービスの充実を図ります。

また、福祉施設の整備や専門職員の確保・育成、ボランティアグループの育成に努めます。

さらに、社会福祉協議会をはじめとする様々な団体との連携を図り、それぞれの活動を促進しながら地域の福祉需要に対応します。

⑤高齢者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、総合的な支援サービスの提供に努めるとともに、介護保険事業との連携により、介護予防の充実を図ります。

さらに、高齢者が地域社会の一員として社会参加できるよう、就労の場の確保や生きがい対策の充実を図ります。

⑥障がい*者福祉の充実

障がい*者が地域で自立し、安心して暮らせるよう、保健・療育体制の充実や自立生活支援、就労支援などの総合的なサービスの充実を図ります。

また、障がい*者への理解と認識がより一層深まるよう啓発に努め、人にやさしい地域社会を目指します。

⑦社会保障の充実

すべての市民が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、国民健康保険、国民年金などの社会保障制度全般についての周知・啓発に努めます。

国民健康保険については、保険税の収納率向上を目指すとともに、医療費の抑制を図るため、特定健診など健康対策の充実を図ります。

介護保険については、利用しやすく安定的な運用を図り、サービスの充実に努めます。

また、低所得者世帯、ひとり親世帯に対する適切な支援に努めます。

5. 活力に満ちた産業のまち

本市の基幹産業である農業を大切にするとともに、茨城空港周辺の発展の可能性を最大限に生かし、各種産業の振興を図ることにより、活力に満ちた産業のまちを目指します。

①茨城空港の利活用

茨城空港へのアクセスや公園・緑地などの整備を促進するとともに周辺地域の立地特性の向上を図り、空港を生かした魅力あるまちづくりを推進します。

また、多くの人に利用されるよう、県と連携しながら、茨城空港の周知や認知度の向上を図るとともに、利用者にとって使いやすい空港づくりを目指します。

②農業・水産業の振興

安定的な農業経営を目指し、農業生産基盤の整備、担い手育成、法人化などの促進を図り、農業経営の近代化を進めます。

また、首都圏近郊の有利な条件や良好な自然環境を生かし、地域間競争に強い産地づくりを促進し、特産物の振興を図ります。

さらに、地元でとれた食材を地元で消費する地産地消の推進や、既存の食品製造業などとの連携による新たなアグリビジネス*の展開を図ります。

水産業については、霞ヶ浦の水産資源の保全に努めるとともに、水産加工業の振興を図ります。

③商業・工業の振興

商業については、商工団体と連携を図りながら、身近な商業サービスの充実と商店などの活性化を図るとともに、沿道型商業施設の計画的な誘導を進めるなど、魅力ある商業核の形成を図ります。

工業については、企業の安定的な操業を支援し、魅力ある就業環境の確保を図るとともに、企業間の連携強化を促進します。

また、広域的な交通利便性など本市の地域特性を生かし、茨城空港テクノパークなどへの企業誘致を図り、市民が地域で働くことができるよう、新たな雇用の創出に努めます。

④観光の振興

本市の自然・文化・イベントなどの観光資源の活用や、新たな観光資源の発掘・開発を積極的に推進し、観光拠点の形成を図るとともに、観光推進体制の確立に努めます。

また、茨城空港の広域的な発展の可能性を生かし、新たな観光ネットワークの整備を図り、より一層の交流拡大を目指します。

6. 個性豊かな教育・文化のまち

未来を担う子どもたちの個性を生かし、豊かな心と創造性を育むとともに、市民の積極的な参画のもと、子どもからお年寄りまですべての市民が、質の高い文化を享受でき、いつでもどこでも学んだり、スポーツに取り組んだりできるまちづくりを進めることにより、個性豊かな教育・文化のまちを目指します。

①学校教育の充実

幼児・児童・生徒の豊かな心と個性・創造性を育み、確かな学力の定着と健康の保持・体力の増進を目指し、地域の特色を生かした教育を展開します。

また、関係機関との連携を図りながら、いじめや不登校、児童虐待などへの対応や家庭教育の充実を図るとともに、登下校時の安全対策を推進します。

さらに、食育を通じて、食への理解を促進するとともに、地域の農産物などを活用した安全でおいしい給食の提供に努め、併せて学校給食施設の合理的な運営を図ります。

学校施設などについては、良好な教育環境が維持できるよう整備を図ります。

②生涯学習の充実

市民誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも気軽に学習できる環境づくりを目指し、生涯学習活動の拠点施設となる公民館・図書館などの充実を図るとともに、施設のネットワーク化を図ります。

また、市民の多様なニーズに対応した各種講座の開設や団体・指導者の育成など、生涯学習活動の充実を図ります。

③芸術・文化の振興

市民誰もが使いやすく、気軽に芸術・文化に触れることができるよう、文化施設の連携と機能分担を図り、市民が主体的に参加できる「場」と「機会」の提供に努めます。

さらに、文化団体などの育成・支援に努めるとともに、市民が一体となって参加できるような芸術文化交流事業を推進します。

また、地域文化を次世代に残すため、文化財の保護や伝統芸能の継承に努めます。

④スポーツ・レクリエーションの振興

市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でいきいきと暮らせるよう、施設の整備・充実を図ります。

また、市民の一体化を図るため、全市民が参加できるイベントやスポーツ交流を実施するとともに、地域ぐるみのスポーツ活動の積極的な支援に努めます。

さらに、市民が主体的に運営に参加する総合型地域スポーツクラブ*の設立に向けた取組を進めます。

⑤青少年の健全育成

青少年の社会参加の促進、自立支援に努めるとともに、家庭・地域・行政の連携により、青少年が健全に過ごせる地域環境づくりを進めます。

また、青少年育成組織への支援を図るとともに、青少年リーダーの育成に努めます。

7. 信頼で築く自主・自立のまち

徹底的な行政改革を推進しながら市民本意の適正なサービスの提供に努めるとともに、行政情報の提供と共有を図ることにより、市民と行政の良好なパートナーシップを構築するなど信頼で築く自主・自立のまちを目指します。

①開かれた行政の推進

市民の知る権利を保障し、透明性の高い行政運営を推進するため、個人情報の保護に配慮し、適切な情報公開を推進します。

また、多様な情報発信など、広報活動の充実に努めるとともに、より多くの市民の声を行政施策に反映していくため、様々な機会をとらえて積極的な広聴活動を推進します。

さらに、急速に進展する高度情報化に対応した電子自治体の構築を目指し、地域における情報インフラの整備を促進し、市民サービスの向上のためのシステム構築を図るとともに、その普及・啓発に努めます。

②効率的な行財政の運営

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、行政改革を推進するとともに、地方分権の時代にふさわしい、自立性の高い行政運営を推進します。

また、増大する行政需要に迅速かつ柔軟に対応するため、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや経費の節減を図り、弾力的で健全な財政運営を推進します。

広域行政組織については、関係自治体との連携を強化し、その効率的な運営に努めます。

庁舎などの公共施設については、様々な条件を勘案しながら計画的な統合整備に努めます。

2 策定の経過

年月日	事項	内容
平成24年1月5日	第1回総合計画策定委員会	・第1次小美玉市総合計画後期基本計画策定方針（案）について ・住民アンケートの実施について
平成24年1月24日～2月9日	市民アンケート	・20歳以上の市民2,000人を対象に意識調査を実施（回収率：49.6%）
平成24年2月24日	第1回部会・ワーキングチーム合同会議	・策定スケジュールについて ・達成度調査について
平成24年3月29日	第1回総合計画審議会	・委員委嘱 ・会長及び副会長の選任 ・諮問 ・総合計画策定基本方針について
平成24年5月7日	三役ヒアリング	・市長、副市長、教育長を対象にヒアリングを実施
平成24年5月23日	第2回総合計画策定委員会	・小美玉市総合計画後期基本計画の骨格と体系について ・小美玉市総合計画後期基本計画策定スケジュールについて ・団体ヒアリングについて ・三役ヒアリングの結果について
平成24年5月28日	第2回部会会議	・後期基本計画の骨格と体系について ・後期基本計画策定スケジュールについて ・各課原案作成について ・団体ヒアリングについて
平成24年6月5日～6日	第2回ワーキングチーム会議	・後期基本計画の骨格と体系について ・後期基本計画策定スケジュールについて ・各課原案作成について
平成24年6月26日～27日	各種団体ヒアリング	・市内27団体の代表を対象に懇談会を実施
平成24年10月5日	第2回総合計画審議会	・団体ヒアリングの結果について ・小美玉市総合計画後期基本計画の重点施策について ・会長からの提案について
平成24年11月13日	第3回総合計画策定委員会	・小美玉市総合計画後期基本計画の重点施策について ・今後の策定スケジュールについて
平成24年12月3日	第3回総合計画審議会	・小美玉市総合計画後期基本計画について
平成24年12月17日～平成25年1月21日	パブリックコメント	・基本計画案に対するパブリックコメントを実施
平成25年2月19日	第4回総合計画策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・答申について
平成25年2月20日	第4回総合計画審議会	・基本計画案に対するパブリックコメント結果について（報告） ・答申



■小美玉市総合計画後期基本計画を答申
（写真左から島田市長，村田会長，沼田副会長）

3 小美玉市自治基本条例

平成 19 年 12 月 20 日
条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市民（第 5 条—第 7 条）

第 3 章 市議会（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 行政（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 市政運営

第 1 節 運営の原則（第 13 条—第 17 条）

第 2 節 運営の管理（第 18 条—第 22 条）

第 6 章 その他（第 23 条—第 25 条）

附則

前文

私たちのまち小美玉市は、平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑ときれいな空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいきいきと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していくことが必要です。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

（条例の位置づけ）

第 2 条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、又は働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業や NPO 法人、ボランティア団体をいう。

(2) 市議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。

(3) 市 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。

(4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。

(5) 協働 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいう。

（基本原則）

第 4 条 市及び市民は、次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

(2) 参画の原則 市民参画のもとで市政が行われること。

(3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。

第 2 章 市民

（市民の権利）

第 5 条 市民は、安全で安心な生活を送る権利を有する。

2 市民は、市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、市政運営に参画する権利を有する。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに取り組む責務を有する。

2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。

4 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

（コミュニティ）

第 7 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め、その活動に参加、協力しなければならない。

第 3 章 市議会

（市議会の権限）

第 8 条 市議会は、市の議決機関であり、市政運営を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。

（市議会の責務）

第 9 条 市議会は、市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

（市議会議員の責務）

第 10 条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

第 4 章 行政

（市長の責務）

第 11 条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。
- 3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第12条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

第5章 市政運営

第1節 運営の原則

(総合計画)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

- 2 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

(財政)

第14条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

(情報共有等)

第15条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第17条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

第2節 運営の管理

(説明責任)

第18条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかにかつ誠実に応えるよう努めなければならない。

(危機管理)

第19条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

(協働)

第20条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

(男女共同参画)

第 21 条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

(パブリックコメント)

第 22 条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

第 6 章 その他

(国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携)

第 23 条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

4 総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、小美玉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市総合計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係機関及び市民等

(任期)

第 4 条 審議会委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員会)

第 6 条 審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、審議会委員のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会は、市長から諮問を受けた特定事案について調査審議し、会長を通し市長に答申する。

(会長及び副会長)

第 7 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

5 総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日
訓令第 94 号

(設置)

第 1 条 小美玉市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小美玉市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) その他総合計画策定についての重要な事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長、副委員長には教育長、委員には各部局支所長等をそれぞれ充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めた者とする。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 策定委員は、市長が任命する。

(部会等)

第 4 条 策定委員会の補助機関として部会及びワーキングチームを置く。

2 部会は課長の職にある者、ワーキングチームは課長補佐以下の職にある者をもって構成する。

3 部会に部会長を置くものとし、部会長は委員長が指名するものとする。

(会議の開催)

第 5 条 策定委員会の会議は委員長が、部会及びワーキングチームにあっては、当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係機関、団体、職員及び有識者等を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(委託)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 18 年訓令第 120 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

6 審議会委員名簿

(敬称略, 委員区分ごと五十音順)

選出区分	役職名	氏名	備考
市議会議員		ササメ ユウイチ 笹目 雄一	小美玉市議会議員 (百里基地・茨城空港対策特別委員会委員長)
//		セキグチ テルユキ 関口 輝門	小美玉市議会議員 (議会運営委員長)
//		トダ ケンジョウ 戸田 見成	小美玉市議会副議長
//		ハギワラ シゲル 萩原 茂	小美玉市議会議員 (文教福祉常任委員長)
//	会長	ムラタ ハルオ 村田 春男	小美玉市議会議長
識見を有する者 関係機関及び市民等		ナカムラ ミキ 中村 三喜	小美玉市教育委員会委員長
関係機関及び市民等		アカツ エイコ 赤津 榮子	小美玉市食生活改善推進委員連絡 協議会副会長
//		イシイ トオル 石井 亨	公募委員
//		イシヅカ ジュンイチ 石塚 淳一	公募委員
//		イナダ ヒロシ 稲田 弘	小美玉市区長会会長 (平成24年4月1日から)
//		ウチダ キンサク 内田 欣作	公募委員
//		ウチダ ケンジ 内田 憲治	小美玉市子ども会育成連合会会長 (平成24年3月31日まで)
//		オオソネ ノリオ 大曾根 憲雄	公募委員
//		コマツ マサル 小松 政治	小美玉市子ども会育成連合会会長 (平成24年4月1日から)
//		サク カズオ 佐久 一雄	小美玉市農業委員会会長
//		ナカジマ キヨシ 中島 浄	小美玉市区長会会長 (平成24年3月31日まで)
//		ヌマタ コウタロウ 沼田 好太郎	公募委員
//	副会長	ヌマタ マサ 沼田 マサ	小美玉市女性会連絡協議会会長
//		フルヤ ユキオ 古谷 行雄	小美玉市文化協会会長
//		マエノ エミコ 前野 恵美子	公募委員
//		ヤマグチ ヨシオ 山口 芳夫	小美玉市スポーツ推進委員会会長
//		ヨネカワ よしの 米川 よしの	小美玉市母子寡婦福祉会会長

諮 問 書

小美玉市総合計画後期基本計画について

平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村の合併により誕生した小美玉市は、市町村合併という自治体の基本的な枠組みの変化に加え、厳しい財政状況の下、多様化、複雑化するさまざまな地域課題に的確に対応することが求められています。

このような社会的背景を十分に認識した上で、分権時代にふさわしい社会ビジョンを描き、地域特性を生かしながら市民本位のまちづくりを行い、心豊かな地域社会を築いていくために、小美玉市総合計画審議会条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 25 号）第 2 条に基づき、「小美玉市総合計画後期基本計画」についての調査・審議を求めます。

平成 24 年 3 月 29 日

小美玉市総合計画審議会会長 様

小美玉市長 島田 穰一

答 申 書

小美玉市総合計画後期基本計画について

小美玉市総合計画審議会条例第2条の規定により、平成24年3月29日に諮問のあった「小美玉市総合計画後期基本計画」について、当審議会では慎重に調査・審議を重ねた結果、概ね妥当であると判断しました。

なお、計画の推進にあたっては、着実な進行管理を実施し、特に、重点施策でも挙げられている震災も含めた安全性の向上や市内外との活発な交流などを進め、以下の事項に留意して将来都市像である「人が輝く 水と緑の交流都市」の実現に取り組むことを要望いたします。

記

- 1 本計画の実現に向けて、計画の趣旨を広く市民に周知し、市民の十分な理解と協力のもとで、市民と行政が一体となって推進に努めること。
- 2 厳しい財政状況の中で、自主自立の財政基盤の確立を目指し、さらなる行財政改革の推進や重点施策をはじめとした施策の選択と集中により、限られた財源の有効活用に努めること。
- 3 社会経済情勢の変化に対し、本計画による対応が困難と判断された場合には、柔軟性をもって計画を推進すること。

平成25年2月20日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市総合計画審議会
会長 村田 春男

8 市民参加の記録（団体ヒアリングから）

（1）団体ヒアリングの概要

団体ヒアリングは、総合計画の策定過程において、アンケートでは把握できない、分野別の意見を直に聞く機会を設け、計画策定の資料とすることを目的に実施されました。

ヒアリングにあたり、様々な視点から新しいまちづくりへのご意見やご提案をいただくもので、次のことを質問しました。

- Q1 5年前と比べて、今の小美玉市はどのように変わりましたか
 Q2 普段の活動を通じて、皆さんの関わる分野のまちづくりの課題や問題点には、どんなものがありますか
 Q3 まちづくりの課題や問題を解決し市が発展していくために、行政はどんなことを進めたらよいと思いますか
 Q4 まちづくりの課題や問題を解決し市が発展していくために、市民はどんなことを進めたらよいと思いますか

これらの質問を交えながら懇談会形式でヒアリングを行いました。

日時	部会名	団 体 名		参加人数
平成 24 年 6 月 26 日	都市基盤部会	消防団		5 人
		防犯連絡協議会		
		百里基地周辺整備協議会		
	福祉・医療・保健部会	社会福祉協議会	身体障がい者福祉協会	11 人
		民生委員児童委員連合協議会	心身障がい児者父母の会	
		老人クラブ連合会	食生活改善推進協議会	
	教育・文化部会	校長会	小川文化センター活性化委員会	9 人
		PTA 連絡協議会	コスモスプロジェクト	
		子ども会育成連合会	スポーツ推進委員会	
		文化協会	体育協会	
公共ホール運営委員会		スポーツ少年団本部		
平成 24 年 6 月 27 日	自治部会	まちづくり組織連絡会	行政改革懇談会	13 人
		コミュニティ連絡会	人権擁護委員連絡会	
		区長会	保護司会	
	産業部会	認定農業者協議会	小美玉青年クラブ	5 人
		観光協会	商工会	



■都市基盤部会



■福祉・医療・保健部会



■教育・文化部会



■自治部会



■産業部会

9 施策の目標一覧

頁	目標	現況 (H24)	目標年次	
1章				
55	まちづくり組織認定団体数	「まちづくり組織支援事業」の支援を受けているまちづくり組織認定団体数（団体数は各年度末における値とする。）【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	41 団体	70 団体
58	学区コミュニティの組織化	市内の小学校数（12校）に対するコミュニティ組織数の割合。（組織数は各年度末における値とする。）【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	58%	100%
60	国際交流協会会員数	各年度の新規加入者・脱退者の数を精査した会員数。【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	138 人	150 人
62	人権教室の開催学校数（年間）	年間における市内小中学校16校のうち、開催された学校数。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	0 校	16 校
64	審議会等委員への女性登用の割合	庁内の各種審議会等に占める女性委員の割合。（各年度4月1日現在における値とする。）【現況値は平成24年4月1日現在における値とする。】	24%	35%
64	男女の平等が実現していると思う市民の割合	満足度調査（5段階（満足、やや満足、普通、やや不満、不満）の感度を問う）を行い、調査全体の値に対する満足・やや満足・普通が占める割合。【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	75.1%	80%
2章				
70	道路改良率	道路実延長に対する改良率の割合。改良済/実延長【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	35.3%	38%
70	道路舗装率	道路実延長に対する舗装率の割合。舗装済/実延長【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	53.1%	58%
72	公共交通に対する市民の満足度	満足度調査（5段階（満足、やや満足、普通、やや不満、不満）の感度を問う）を行い、調査全体の値に対する満足・やや満足・普通が占める割合。【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	28.4%	50%
72	羽鳥駅の乗車人員（1日平均）	羽鳥駅における1日平均の乗車人員。（乗車人員は各年度における値とする。）【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	2,230 人/日	2,500 人/日
74	有収率	年間給水量に対する年間有収水量の割合。【現況値は平成25年1月末現在における値とする。】	85.7%	89%
74	老朽配水管改修率	対象配水管総延長に対する改修済延長の割合。【現況値は平成25年1月末現在における値とする。】	64.9%	75%
76	公共下水道普及率	行政人口に対する下水道処理人口の割合。【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	37%	48%
76	農業集落排水事業整備率	計画地区数に対する事業完了地区の割合。【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	40%	45%
76	市設置型浄化槽設置数	市設置型浄化槽設置台数。【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	137 基	187 基
81	市民一人あたりの都市公園面積	市内人口に対する公園面積の割合。（公園面積は空港公園の整備済み面積（7.5ha）と都市公園（14.51ha）を足した値とする。）【現況値は平成24年4月1日現在における値とする。】	4.19㎡/人	6.35㎡/人
3章				
85	巴川・恋瀬川、わくわく探検隊の参加者数	霞ヶ浦環境科学センターが実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊及び小美玉わくわく探検隊の参加者数。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	120 人	500 人
85	園部川のBOD値の低減	園部川の水1ℓあたりに対する生物学的酸素要求量の割合。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	1.8mg/ℓ	1.5mg/ℓ
85	巴川のBOD値の低減	巴川の水1ℓあたりに対する生物学的酸素要求量の割合。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	1.3mg/ℓ	1.2mg/ℓ
88	ごみの排出量（年間）（市民一人あたり）	ごみの年間総排出量を市総人口と年間日数で割った値。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	288kg/年/人	280kg/年/人
90	騒音測定器の増設	騒音測定器の設置数。（第3種区域に2箇所、第2種区域に2箇所、第1種区域に4箇所に増設する値とする。）【現況値は平成25年2月現在における値とする。】	2 ヲ所	10 ヲ所
92	公共施設の耐震化率	市内公共施設に対する耐震改修済み施設の割合。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	66%	90%
92	市民参加型の防災訓練回数	当該年度における防災訓練回数。（回数は各年度末における値とする。）【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	1 回	1 回
95	防火診断	住宅防火診断の実施件数。（件数は各年度の累計値とする。）【現況値は平成25年2月15日現在における値とする。】	932 件	1,800 件

頁	目標	現況 (H24)	目標年次	
95	火災発生による死亡者数	各年の火災統計に計上した火災による死者数。(死者数は各年の累計値とする。)【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	6人	0人
95	救急講習受講者数(AED)	救急救命講習会の参加者数。(各年度の累計値とする。平成24年度の参加者数は平成18年度からの累計値とする。)【現況値は平成25年1月末現在における値とする。】	4,416人	6,000人
95	AEDステーション認定数	AEDステーション登録事業所数(確認数)【現況値は平成25年1月末現在における値とする。】	23件	70件
97	県民交通災害共済加入率	住民登録者数に対する加入者数の割合。(値は各年度末の値とする。)【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	5.38%	10%
99	自主防犯組織数	自主防犯組織の登録組織数。(登録組織数は各年度末における値とする。)【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	19団体	24団体
4章				
103	保育所待機児童数	保育所施設の入所を望む待機児童数。【現況値は平成25年2月1日末現在における値とする。】	25人	0人
103	子育て応援企業登録数	子育て応援企業の登録社数。(目標値は現在登録数の1.5倍の値とする。)【現況値は平成25年2月1日末現在における値とする。】	56社	75社
103	放課後児童クラブ実施箇所数(公営・民営)	放課後児童クラブの設置数。(設置数は各年度の累計値とする。)【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	16カ所	17カ所
103	「市結婚相談員」による成婚組数	結婚相談員の紹介などによる成婚組数。(成婚組数は各年度の累計値とする。)【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	3組	10組
106	乳児家庭への訪問率	出生児家庭数に対する訪問実績数の割合。(値は各年度末の値とする。)【現況値は平成25年2月15日現在における値とする。】	88.2%	95%
106	1歳6か月児健康診査受診率	受診対象者数に対する受診者数の割合。(値は各年度末の値とする。)【現況値は平成24年10月末現在における値とする。】	91.3%	92%
106	3歳児健康診査受診率	受診対象者数に対する受診者数の割合。(値は各年度末の値とする。)【現況値は平成24年10月末現在における値とする。】	89.4%	90%
109	医療施設・救急医療体制の満足度	満足度調査(5段階(満足、やや満足、普通、やや不満、不満)の感度を問う)を行い、調査全体の値に対する満足・やや満足が占める割合。【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	12.1%	50%
109	市医療センターの患者数	1日当りの外来患者数と入院患者数の合計。(値は毎年12月末現在の実績値とする。)【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	200人	250人
111	地域介護ヘルパー取得者数	地域介護ヘルパー取得者数。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	565人	850人
111	母子自立支援員数	母子自立支援員の数。(現在1名に対し2名を目標値とする。)【現況値は平成25年2月1日現在における値とする。】	1人	2人
114	地域密着型サービス※事業所数	地域密着型サービス事業所数【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	11事業所	12事業所
116	就労移行支援/就労継続支援A型・B型の利用者数(累計値)	就労移行支援/就労継続支援A型・B型の利用者数。(目標値は第3期小美玉市障がい福祉計画(H26年度まで)の算定方法に基づいた値とする。)【現況値は平成24年10月末現在における値とする。】	49人	52人
116	グループホーム・ケアホームの利用者数(累計値)	グループホーム・ケアホームの利用者数(第3期小美玉市障がい福祉計画(H26年度まで)の算定方法に基づいた値とする。)【現況値は平成24年10月末現在における値とする。】	28人	37人
119	特定健康診査の実施率(国民健康保険)	実施率は厚生労働省の基準による値とする。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	34.6%	60%
119	保健指導の実施率	実施率は厚生労働省の基準による値とする。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	16%	60%
5章				
123	茨城空港の年間来訪者数	茨城空港の年間来訪者数。(目標値は現状維持を値とする。)【現況値は平成25年1月末現在における値とする。】	1,010,000人	1,000,000人
123	(仮称)空の駅の年間来訪者数	(仮称)空の駅の年間来訪者数。(目標値は立ち寄り率等を踏まえて試算した数字に営業努力による増加分を加えた値とする。)	-	330,000人
125	エコファーマー認定者数	エコファーマー認定者数。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	300人	400人

頁	目標	現況 (H24)	目標年次	
125	特別栽培農産物認証数	特別栽培農産物認証数。【現況値は平成 24 年度末現在における値とする。】	15 件	28 件
125	認定農業者数	小美玉市担い手育成支援協議会において、新規及び更新の内容を審査して認定した人数。【現況値は平成 25 年 1 月末現在における値とする。】	268 人	270 人
128	小美玉ブランドの品目数	小美玉ブランドの品目数（品目数は実績に基づき2年に1品目の値とする。）【現況値は平成 24 年 12 月末現在における値とする。】	2 品目	5 品目
128	雇用者数	雇用者数。（目標値は平成 24 年の 1.09 倍の値とする。）【現況値は平成 22 年度末現在における値とする。】	6,888 人	7,500 人
128	製造品出荷額	製品出荷額。（目標値は平成 24 年の 1.03 倍の値とする。）【現況値は平成 22 年度末現在における値とする。】	1,659 億円	1,710 億円
128	企業誘致数	企業誘致数。（目標値はアンケート実施に伴う企業立地事業計画を参考とした値とする。）【現況値は平成 24 年 12 月末現在における値とする。】	-	2 社
130	小美玉観光協会会員数	小美玉観光協会会員数。（目標値は平成 24 年の 1.2 倍の値とする。）【現況値は平成 24 年 12 月末現在における値とする。】	150 団体	180 団体
6章				
134	すべての教科の基礎的・基本的な事項となる漢字の読み・書きの定着状況	県学力診断のためのテストの国語における漢字の読み・書きの正答率。【現況値は平成 25 年 1 月末現在における値とする。】	85.1%	90%
134	すべての教科の基礎的・基本的な事項となる漢字の読み・書きの定着状況	県学力診断のためのテストの国語における漢字の読み・書きの正答率。【現況値は平成 24 年 11 月末現在における値とする。】	81.7%	85%
134	すべての教科に関わる基礎的・基本的な四則計算の定着状況	県学力診断のためのテストの算数における四則計算の正答率。【現況値は平成 25 年 1 月末現在における値とする。】	76.8%	85%
134	すべての教科に関わる基礎的・基本的な四則計算の定着状況	県学力診断のためのテストの数学における四則計算の正答率。【現況値は平成 24 年 11 月末現在における値とする。】	86.9%	90%
134	体力テストA+Bの割合	9 種目の体力テストを行い、結果のよい順からA～Eの5段階に評価し、評価の高いAとBに評価された児童生徒の全体に占める割合。（対象：小学6年生）【現況値は平成 24 年 7 月末現在における値とする。】	62.1%	65%
134	体力テストA+Bの割合	9 種目の体力テストを行い、結果のよい順からA～Eの5段階に評価し、評価の高いAとBに評価された児童生徒の全体に占める割合。（対象：中学3年生）【現況値は平成 24 年 7 月末現在における値とする。】	62.3%	65%
134	不登校の出現率	年間 30 日以上欠席した児童生徒数の割合。（対象：小学校）【現況値は平成 25 年 1 月末現在における値とする。】	0.5%	0.3%
134	不登校の出現率	年間 30 日以上欠席した児童生徒数の割合。（対象：中学校）【現況値は平成 25 年 1 月末現在における値とする。】	2.4%	2.3%
134	教育施設の耐震化率	市内学校施設に対する耐震改修済み学校施設の割合。【現況値は平成 24 年 12 月末現在における値とする。】	81.6%	90%
134	学校給食での地元食材の使用率（食材の総品目数に対する割合）	小美玉市学校給食の使用食材で小美玉市産、茨城県内産の食材（農畜産物）を使用する割合（年間平均数値）。【現況値は平成 24 年度現在における値とする。】	40%	45%
138	公民館利用者数	公民館の年間利用者数。【現況値は平成 24 年 3 月末現在における値とする。】	92,751 人	100,000 人
138	図書館登録者数	図書館登録者数。【現況値は平成 23 年度末現在における値とする。】	6,787 人	12,000 人
140	文化祭参加団体及び参加者数	当該年度の文化祭への個人及び団体による参加者数。【現況値は平成 24 年 12 月末現在における値とする。】	7,200 人	7,300 人
140	公共ホールの稼働率（大ホール）全国平均：60%（H22年度）	市内3館（アピオス・みの～れ・コスモス）の大ホールの稼働率を平均化した値。【現況値は平成 25 年 1 月末現在における値とする。】	73.2%	75%
140	入館者、利用者数	市内3館（アピオス・みの～れ・コスモス）の実入館者と利用者数の合計の値とし、ホワイエなど多目的利用は除く。【現況値は平成 24 年 12 月末現在における値とする。】	170,346 人	220,000 人

頁	目標	現況 (H24)	目標年次	
140	住民参加参画者数 (文化祭を除く)	普及事業である文化協会祭・書初め大会などの「住民参加数」と四季文化館企画実行委員会やみの〜れ支援隊などの「住民参画者数」を合計した値とする。【現況値は平成24年度末現在における値とする。】	2,214人	2,500人
143	スポーツ施設利用者数	スポーツ施設利用者数。(目標値は平成21年から平成23年の平均値の1.1倍の値とする。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	123,300人	135,700人
143	スポーツ教室の開催数	平成24年の教室数を現状維持とした値。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	11企画	11企画
143	運動やスポーツの実施頻度	運動やスポーツの実施頻度(目標値は茨城県の目標値50%を値とした。【現況値は平成24年12月末現在における値とする。】	36%	50%
7章				
149	対話事業に関する満足度調査	満足度調査(5段階(満足、やや満足、普通、やや不満、不満)の感度を問う)を行い、調査全体の値に対する満足・やや満足・普通が占める割合。	-	70%
149	市政への提案の件数	寄せられる意見の内容を「苦情」「事務改善要望(苦情・提案)」「政策提案」に分類し、件数を集計した値。(目標値は「事務改善要望」「政策提案」の5か年の累計値とする。)	-	50件
149	市ウェブサイトトップページのアクセス件数	閲覧者がページを見た件数。(件数の測定は、アクセス解析ソフトによる。【現況値は平成25年1月末現在における値とする。】	227,069件	300,000件
153	経常収支比率(普通会計)	「経常経費へ充当した一般財源」に対する「経常一般財源」と「臨時財政対策債」の割合。【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	79%	85%
153	財政調整基金残高の増額	平成20年度から平成23年度の標準財政規模の平均伸び率(1.02)を平成24年度に掛け、順次平成29年度まで算定した値。【現況値は平成23年度末現在における値とする。】	23億円	25億円
153	後期基本計画の達成状況(割合)	各施策の達成状況を目標値に対する割合で数値化し、全体を100とした総合的な達成割合。	-	100%

10 用語集

用語	意味
アルファベット	
AED (自動体外式除細動器)	Automated External Defibrillator。心臓が心室細動を起こした際に電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻すための医療機器。
BOD	生物学的酸素要求量。水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素の量のこと。BODが高いほど水質が悪い。
COD	化学的酸素要求量。水中の被酸化物質を酸化するために要する酸素の量を示した水質の指標で、CODが高いほど水質が悪い。
DV (ドメスティックバイオレンス)	同居関係にある配偶者や内縁関係、両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。
GIS	地理的な情報と位置に関する情報を持った空間データを総合的に管理し、地図や文字、図形などのデータと重ね合わせて表示することで、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
ICT	情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology: 情報技術) の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。
NPO	Non Profit Organization の略語。「非営利組織」。利益を目的としない組織。
PDCA サイクル	計画 (Plan)、実行 (Do)、検証 (Check)、見直し (Acition) のさいくる。これにより、行政運営について、検証を行い改善していくことを目的とする。
WECPNL	Weighted E quivalent C ontinuous P erceived N oise L evel (加重等価継続感覚騒音レベル) の略語。音響の強度 (dB (A) デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量 (総暴露量) を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO (国際民間航空機構) で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位。
6次産業化	生産から加工、販売までを一体的に行う農業のこと。
8020・6424 運動	「8020運動」は「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。「6424運動」は、中間目標として年齢の目標を64歳に設定して、それまで24本以上自分の歯を保ち、かつ、むし歯にしないという運動。
ア行	
アグリツーリズム	アグリカルチャー (農業) とツーリズム (旅行) を組み合わせた造語で、グリーンツーリズムの一環として位置づけられ、特に、農村や農家に滞在し、農業体験を主目的とした余暇活動のこと。
アグリビジネス	農産物の生産だけでなく、加工や販売、外食産業、さらには農業体験などの観光産業までを含めた関連産業の総称。
エコツーリズム	地域の自然環境・歴史・文化を見学するのみならず、その資源の価値や保全・維持を深く理解することを含む旅行の一形態で、体験活動を実践するなど、持続的な環境保全や地域振興を目指したものの。
エコファーマー	『土づくり・減化学肥料・減化学農薬』の3つの技術に一体的に取り組む農業者を都道府県知事が認定するもの。「エコファーマー」はその愛称。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。
カ行	
開発付加人口	茨城空港の開港に伴う開発付加人口は、平成24年時点で430人、平成29年時点で1,670人を見込む。
学校評議員制度	校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度。
家庭教育学級	家庭教育学級とは、「家庭教育を行う親など保護者が、計画的、継続的に、一定期間にわたり、家庭教育に関する学習を行う場」のこと。市町村教育委員会により開設され、公民館や学校、幼稚園、保育所、企業などを会場に行う。
基礎牛	肉用牛や乳用牛の種牛を繁殖させるために必要となる雌牛のこと。
キャリア教育	学校教育活動全体を通じて、「学ぶこと」・「働くこと」・「生きること」を密接に関連づけて展開することにより、子どもたちの全人的な発達を支援する取組。
行政評価システム	政策・施策・事務事業からなる政策体系について、その成果や実績などを有効性や効率性などの観点から評価するシステムのこと。
緊急通報システム装置	急に体の具合が悪くなったり、火災等の突発的な事故などがあった場合、ペンダント等のボタンを押すと消防指令センターに通報され、救急車・消防車や近くの協力員が駆けつけるシステム。対象は概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者だけの家庭等で、急病や事故等の緊急の場合に、自分で対処することが難しい人である。
グループホーム	障がい者が夜間や休日、共同生活をする住居で、世話人が相談や日常生活上の援助をする施設。
グローバル化	資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
ケアホーム	障がい者が共同生活する住居で、世話人や生活支援員が夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護など、入居者の状態に応じた適切なケアを行う施設。
経営耕地面積	農家が経営する耕地の面積のこと。
ケースワーカー	生活困難者、高齢者、心身障がい者などの要援護者に対する処遇を検討する行政職員のこと。

用語	意味
健康いばらき21プラン	健康増進法第8条第1項に基づく「健康増進計画」、及び歯科口腔保健法第13条に基づく県の歯科口腔保健の基本的事項（「歯科口腔保健に関する計画」）の総称。県民の健康の保持・増進に向けた1次予防施策等について規定。
健康日本21	21世紀における国民健康づくり運動のことで、2010年を目処とした具体的な目標を提示し、健康に関係するすべての団体・機関をはじめとして国民が一体となって健康づくりを推進する運動。
高齢社会	65歳以上の高齢者が人口に占める割合によって、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会の3段階で呼ばれる。高齢化社会：（高齢化率7%～14%未満）、高齢社会：（高齢化率14%～21%未満）、超高齢社会：（高齢化率21%以上）。
個人情報保護	市が保有している個人情報の取扱いに関し基本的な事項を定め、プライバシーを保護すること。
コーホート要因法	コーホートとはある特定の人口集団（例：20～24歳の男性）を意味し、コーホート要因法とは、その5歳階級男女別（コーホート）の5年ごとの時間的変化と要因（生存率、出生率、純移動率、男女比）をもとに将来人口を推計する方法。
サ行	
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
時間消費型サービス	従来は商品やサービスの数に対して課金するのが基本であったが、時間消費型の業態では「有意義な時間を提供する」ことにより、その時間料金を利用者が支払う。
社会人TT	チームティーチング。教員と地域住民などの社会人がチームをつくり、児童生徒の指導にあたる事業形態。
就労継続支援A型・B型	A型は通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。B型は通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
障がい	本計画では、障がいのある方の人権を一層尊重する観点から、一定のルールのもとで「障がい」の表記を使用。
情報公開	市の保有する公文書を市民の求めに応じて公開すること。市は「公文書の公開をしなければならない義務」を課され、市民は「公文書の公開を請求する権利」が保障される。
新興感染症	WHOによると、新興感染症とは「かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症」のこと。
スマートIC	ETC専用のコンパクトなIC（インターチェンジ）のこと。
スマートフォン	アプリケーションを追加することで、いろいろな機能を使うことができる携帯電話。音声通話のほか、WebブラウザによるWebサイトの閲覧や、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、写真や音楽、動画の再生、内蔵カメラのある機種では写真や動画の撮影などが可能。
生活機能評価	生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握するため、65歳以上の者を対象に、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査を実施するもの。
生物多様性国家戦略2010	生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家戦略。日本の生物多様性施策の方針などを示したもの。1995年10月に策定された最初の「生物多様性国家戦略」から、「新・生物多様性国家戦略」、「第3次生物多様性国家戦略」と改定され、「多様性国家戦略2010」で4版目。「生物多様性基本法」第11条により作成を義務づけられた初めての「生物多様性国家戦略」。
セーフティネット	病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策。
総合型地域スポーツクラブ	誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが自主的、主体的に運営するスポーツクラブ。
タ行	
地縁型	町内会・自治会など地域に根ざした活動を行っている団体を指し、一般に地域に密着した様々な活動を担う。
地域ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護保険法（平成18年4月改正後）において、保険給付（予防給付）の介護予防支援・地域支援事業のうち包括的支援事業を各日常生活圏域で行う機関。
地域密着型サービス	認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれるなかで、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするための新しいサービス体系。

用語	意味
特定健康診査	メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診で、国民健康保険をはじめ、すべての医療保険で実施が義務化。特定健診の目的は、腹囲測定などの項目を加え、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の発見を重視し、生活習慣を見直していくこと。
特別栽培農産物認証	農業や化学肥料を削減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を、特別栽培農産物として茨城県が認証する制度。
都市計画区域	都市計画法に基づき、市または一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。
トレーサビリティ	食品や製品の生産から流通までの経路を追跡・確認できるように、その過程を管理するシステムのこと。
ナ行	
認定こども園	幼児の教育・保育を一体的に行う施設で、認可幼稚園と認可保育所が一体的に設置された幼保連携型、認可幼稚園が保育所的な機能を備えた幼稚園型などがある。
農業振興地域整備計画	国・県の方針に基づき、優良な農地を保全するため、市町村が定める総合的な農業振興計画。
農用地区域	農業振興地域における農業上の利用を確保する必要がある土地について、市町村の農業振興地域整備計画（農用地利用計画）において定める区域。
ノーマライゼーション	障がいのある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。
ハ行	
パークアンドライド	都市の外縁部において、自家用車から鉄道等の大量公共交通機関へ乗り換える手法。
ヘルスロード	ヘルスロードは、健康づくりのための散策コースのことで、ウォーキングの推進を図るとともに、高齢社会を見据え、子どもからお年寄りまで、また障がいのある人も安全に歩けるよう既存の道路を整備してつくられたもの。
放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施するもの。（放課後子どもプラン）
放課後子どもプラン	各市町村において、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施するもの。
フィルタリングソフト	インターネットのウェブページ等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等の選択的な排除等を行うソフトウェア。
ブックスタート	「親子が絵本でよこごびをわかちあおう。」という呼びかけで、1992年にイギリスで始まった運動。
ボーダレス化	境界がない社会になること。国境をはじめ、業種、業態、時間、組織、人格、仕事や性別などの線引きを消してしまうこと。
マ行	
マイノリティ	社会的少数者のこと。コミュニケーション上の課題を抱える外国人や性的少数者など。
無店舗大量販売	小売業に含まれ、主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所。
ヤ行	
要援護者	一人暮らし高齢者・高齢者世帯・認知症高齢者・寝たきり高齢者・要援護高齢者・身体・知的・精神障がい者・生活困窮者など。
用途地域	用途の混在を防ぐため、都市計画法に基づき市街地の大枠としての土地利用を定めたもので、第一種低層住居専用地域など12種。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
ラ行	
理科支援員	小学生の理科離れに対応するため、高学年の理科の授業において観察・実験を補助する理系の大学生、企業の技術者、元教員など。
リーマンショック	平成20年（2008年）9月に、米国の大手投資銀行及び証券会社であるリーマン・ブラザーズが連邦倒産法第11章（破産処理手続き）の適用を申請すると発表し、事実上経営破たんしたことが発端となって引き起こされた、国際的な金融危機。
レセプト点検	診療報酬明細書の点検。過誤請求を発見し、医療費の適正化を図るもの。